

令和４年度 豊岡市立神美小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和４年４月２０日改訂

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は 表面的・形式的にすることなくいじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

○いじめの認知は 特定の教職員のみによることなく、いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

○「一定の人的関係」とは学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

○「物理的な影響」とは身体的な影響のほか、金品をたかられたり隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

《具体的ないじめの態様》

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（「いじめの防止等のための基本的な方針」より）

2 校内組織

「いじめ対応チーム」を設置し、組織的に対応する。

《構成員》

校長 教頭 生活指導委員 関係教員

3 いじめの未然防止等のための取組

(1) 基本的な考え方

ア 学校の重点取組事項の一つに「互いを認め合い、助け合える居場所となる学級づくり」を掲げ、いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。

- イ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ウ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- エ いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・標語づくり等に取り組む。

(2) 研修の充実

- ア いじめについての共通理解を図る。
- イ 「いじめ対応マニュアル」等を活用した研修を行う。
- ウ 情報モラル研修（児童向け）を行う。

(3) 教育活動を通じた自己有用感や自己肯定感の育成

- ア 互いを認め合い、助け合える居場所となる学級づくりを行う。
- イ 道徳教育や人権教育、体験教育等の充実を図る。
- ウ 児童会活動や異年齢集団活動等の充実を図る。

(4) 家庭や地域、関係機関との連携

- ア オープンスクールの実施や学校だより、学級だよりの発行による情報提供を行う。
- イ 豊岡市学校警察連絡会で情報を共有する。

4 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

教職員の人権感覚を磨き、いじめの兆候を見逃さず、見過ごさない認知能力の向上を図る。

(2) いじめの早期発見のための措置

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

- ア いじめアンケート調査（月1回）
- イ アセステストの実施と分析（年2回）
- ウ アンケート調査を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査（年3回）

5 いじめへの早期対応

(1) 基本的な考え方

いじめを受けた児童を守り、いじめたとされる児童に対して事実確認を行い、組織的に適切に指導する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 学級担任だけで抱え込まず、いじめ対応チームを中心に情報収集や記録、情報の共有、事実確認を行い、問題解決にあたる。
- イ いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめた児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(3) いじめが起きた集団への働きかけ

- ア いじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢を示す。

イ 傍観者の立場にいる児童に対して、いじめていることと同様であることを指導する。

ウ いじめを自分の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を指導する。

(4) ネット上のいじめへの対応

ア インターネットの情報の特性を踏まえて、いじめを防止し効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。

イ 事案によっては警察等の専門機関と連携して対応する。

(5) 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対応

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。

(1) 重大事態が発生した旨を、豊岡市教育委員会に速やかに報告する。

(2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(4) 結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめ防止に関わる評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、適正に自校の取組を評価する。